

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十二号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とする。

附 則

この条例は、令和二年十月十六日から施行する。